

契約管財局発注の工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	事業主管局	契約の相手方	契約金額(円)税込	契約日	WTO	随意契約理由	備考
1	住之江工場焼却設備中間整備工事	09C:清掃施設工事	環境局	(株) タクマ	27,195,000	平成25年4月15日	-	契約の性質または目的による場合	
2	柴島浄水場外水質計器整備修繕(その1)	09B:上下水道施設工事	水道局	メタウォーター(株)	8,925,000	平成25年4月23日	-	契約の性質または目的による場合	
3	舞洲工場焼却・破砕設備整備工事	09C:清掃施設工事	環境局	日立造船(株)	497,595,000	平成25年4月25日	-	契約の性質または目的による場合	
4	鶴見工場焼却設備中間整備工事	09C:清掃施設工事	環境局	日立造船(株)	60,165,000	平成25年5月10日	-	契約の性質または目的による場合	
5	住之江下水処理場沈殿池濃縮汚泥引抜ポンプ外修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	兵神装備(株)	7,350,000	平成25年5月13日	-	契約の性質または目的による場合	
6	大阪中央卸売市場東部市場発泡スチロール処理設備補修工事	09D:機械器具設置工事	中央卸売市場	新明和工業(株)	2,205,000	平成25年5月15日	-	契約の性質または目的による場合	
7	八尾工場2号炉ボイラ設備緊急補修工事	09C:清掃施設工事	環境局	三菱重工環境・化学エンジニアリング(株)	4,063,500	平成25年5月17日	-	緊急の必要による場合	
8	大野浚渫土砂中継基地バケットクレーン設備修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	(株) 日立プラントメカニクス	8,610,000	平成25年5月22日	-	契約の性質または目的による場合	
9	柴島浄水場外水質計器整備修繕(その2)	09B:上下水道施設工事	水道局	向洋電機(株)	18,165,000	平成25年5月24日	-	契約の性質または目的による場合	
10	住之江下水処理場消化槽攪拌用No.1、2、3ガスブロワ修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	(株) 伊藤鐵工所	5,775,000	平成25年5月27日	-	契約の性質または目的による場合	
11	舞洲工場クレーンバケット整備工事	09C:清掃施設工事	環境局	(株) 福島製作所	8,484,000	平成25年5月30日	-	契約の性質または目的による場合	
12	鶴見工場搬入物検査設備補修工事	09C:清掃施設工事	環境局	(株) タクマ	5,145,000	平成25年5月31日	-	契約の性質または目的による場合	
13	海老江下水処理場 処理水再利用設備ろ過ポンプ外修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	クボタ機工(株)	7,350,000	平成25年6月5日	-	契約の性質または目的による場合	
14	住之江下水処理場濃縮前処理設備修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	三菱化工機(株)	15,960,000	平成25年6月5日	-	契約の性質または目的による場合	
15	日吉歩道橋補修工事	07A:鋼桁工事	建設局	(株) 合申建設	13,440,000	平成25年6月7日	-	入札に付することが不利な場合	
16	舞洲スラッジセンター脱水分離液処理施設整備工事	09B:上下水道施設工事	建設局	三菱化工機・日揮 特定建設工事共同企業体	377,895,000	平成25年6月10日	-	契約の性質または目的による場合	
17	此花下水処理場反応槽水中機械かくはん機外修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	クボタ環境サービス(株)	4,746,000	平成25年6月11日	-	契約の性質または目的による場合	
18	舞洲工場クレーン設備整備工事	09D:機械器具設置工事	環境局	富士ホイスト工業(株)	9,156,000	平成25年6月11日	-	契約の性質または目的による場合	
19	下水道科学館空調設備修繕	05:給排水衛生冷暖房工事	建設局	(株) 前川製作所	4,200,000	平成25年6月12日	-	契約の性質または目的による場合	

契約管財局発注の工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	事業主管局	契約の相手方	契約金額[円]税込	契約日	WTO	随意契約理由	備考
20	平野下水処理場汚泥焼却炉設備整備工事	09B:上下水道施設工事	建設局	メタウォーター(株)	49,665,000	平成25年6月12日	-	契約の性質または目的による場合	
21	西淀工場焼却設備中間整備工事	09C:清掃施設工事	環境局	(株) タクマ	32,025,000	平成25年6月13日	-	契約の性質または目的による場合	
22	大正工場焼却設備中間整備工事	09C:清掃施設工事	環境局	日立造船(株)	6,121,500	平成25年6月13日	-	契約の性質または目的による場合	
23	柴島浄水場外水質計器整備修繕(その4)	09B:上下水道施設工事	水道局	荏原実業(株)	40,635,000	平成25年6月14日	-	契約の性質または目的による場合	
24	柴島浄水場外水質計器整備修繕(その3)	09B:上下水道施設工事	水道局	(株) デイケイケイサービス関西	3,801,000	平成25年6月17日	-	契約の性質または目的による場合	
25	柴島浄水場外水質計器整備修繕(その5)	09B:上下水道施設工事	水道局	島津システムソリューションズ(株)	3,780,000	平成25年6月18日	-	契約の性質または目的による場合	
26	佃第1抽水所 No. 1汚水ポンプ修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	新明和アクアテクサービス(株)	3,465,000	平成25年6月18日	-	契約の性質または目的による場合	
27	長堀抽水所ポンプ制御設備外機能追加工事	09B:上下水道施設工事	建設局	メタウォーター(株)	242,445,000	平成25年6月24日	-	契約の性質または目的による場合	
28	佃第2抽水所 No. 7汚水ポンプ修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	(株) 日立製作所	13,230,000	平成25年6月25日	-	契約の性質または目的による場合	
29	舞洲スラッジセンター乾燥式汚泥濃度計修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	水ing(株)	2,940,000	平成25年6月26日	-	契約の性質または目的による場合	
30	北陽住宅(1~3号館)外昇降機設備改修工事	09A:昇降機設置工事	都市整備局	(株) 日立ビルシステム	72,450,000	平成25年6月27日	-	契約の性質または目的による場合	
31	此花下水処理場電気設備修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	(株) 産機テクノサービス	3,255,000	平成25年6月28日	-	契約の性質または目的による場合	

随意契約理由書

1 案件名称

住之江工場焼却設備中間整備工事

2 契約の相手方

(株) タクマ

3 随意契約理由

当工場の廃棄物処理設備は、(株)タクマが独自の技術により一括責任にて設計・施工したものであり、本工事については、廃棄物処理設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当工場の廃棄物処理設備を設計・施工した会社以外では、本工事に対して整備技術の対応が不可能であり、既設設備と密接不可分の関係から既存設備の使用に著しい支障をきたす恐れがあること、また、整備後の焼却炉やろ過式集じん器など設備全体の性能、作動状態等について保証することが出来ないことから、本工事に対して一貫して責任を持たせることができる業者は(株)タクマのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局住之江工場 (電話番号06-6681-0035)

随意契約理由書

1 案件名称

柴島浄水場外水質計器整備修繕（その1）

2 契約の相手方

メタウォーター（株）

3 随意契約理由

本修繕は、柴島浄水場外2か所に設置している原水有毒物質監視装置の整備修繕を実施し、機能維持を図るものである。

当該水質計器は、富士電機システムズ(株)が独自に設計、製作したものであり、部品交換や試験調整により機器の動作確認・機能保証を行うには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術を必要とする。また、整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

なお、富士電機システムズ(株)は、平成19年4月の分社化により当該水質計器に関する事業を富士電機水環境システムズ(株)に継承し、さらに平成20年4月には、(株)NGK水環境システムズとの合併によりメタウォーター(株)が設立され事業継承されていることから、本修繕を適切に施工することができるのはメタウォーター(株)のみである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令 第21条の14 第1項 第2号

5 担当部署

水道局 工務部 施設保全センター（電話番号06-6815-2403）

随意契約理由書

1 案件名称

舞洲工場焼却・破碎設備整備工事

2 契約相手方

日立造船(株)

3 随意契約理由

当工場の焼却・破碎設備は日立造船(株)が独自の技術により一括責任にて設計・施工したものであり、本工事については、廃棄物処理設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当工場の焼却・破碎設備を設計・施工した会社以外では、本工事に対して整備技術の対応が不可能であり、既設設備と密接不可分の関係から既存設備の使用に著しい支障をきたす恐れがあること、また、整備後の焼却炉や排ガス処理設備並びに破碎機などの設備全体の性能、作動状態などについて保証することができないことから、本工事に対して一貫した責任を持たせることができる業者は日立造船(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局舞洲工場 (電話番号06-6463-4153)

随意契約理由書

1 案件名称

鶴見工場焼却設備中間整備工事

2 契約相手方

日立造船（株）

3 随意契約理由

当工場の焼却設備は日立造船（株）が独自の技術により一括責任にて設計・施工したものであり、本工事については、廃棄物処理設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当工場の焼却設備を設計・施工した会社以外では、本工事に対して整備技術の対応が不可能であり、既設設備と密接不可分の関係から既存設備の使用に著しい支障をきたす恐れがあること、また、整備後の焼却炉や排ガス処理設備などの設備全体の性能、作動状態などについて保証することが出来ないことから、本工事に対して一貫した責任を持たせることができる業者は日立造船（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局鶴見工場（電話番号06-6912-4700）

随意契約理由書

1 修繕名称

住之江下水処理場沈殿池濃縮汚泥引抜ポンプ外修繕

2 契約の相手方

兵神装備(株)

3 随意契約理由

今回修繕する、住之江下水処理場の沈殿池濃縮汚泥引抜ポンプ外は、沈殿池濃縮汚泥を汚泥混合槽へ供給するための設備と、混合汚泥を消化槽へ投入する設備であるがロータ、ステータ等が損傷し性能が著しく低下しているので、修繕を行うものである。

本ポンプは、兵神装備(株)が設計製作したもので、修繕における分解、組付調整には、製作会社独自の技術を必要とし、従前と同様の機能を発揮させなければならない。

また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は製作会社である兵神装備(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所 設備課
(電話番号 06-6686-5123)

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

大阪市中央卸売市場東部市場発泡スチロール処理設備補修工事

2 契約の相手方

新明和工業（株）

3 随意契約理由

本工事は、発泡スチロール処理設備の補修を行うものである。

当該機器については、すべて新明和工業（株）が製造した製品であり、今回の補修工事を実施するにあたっては新明和工業（株）を通じてのみ入手可能な純正部品、並びに機器に関する知識が必要である。

本工事は、設備部品を取り替えるものであるが、既設設備本体との調整が必要不可欠であり、設備全体の調整を行わなければ機能を維持することはできない。また、市場業務に影響を及ぼすことなく実施するとともに、当該設備について一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本工事を施工できる唯一の業者は新明和工業（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第16.7条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場東部市場 設備担当（電話番号 06-6756-3955）

随意契約理由書

1 案件名称

八尾工場 2 号炉ボイラ設備緊急補修工事

2 契約の相手方

三菱重工環境・化学エンジニアリング(株)

3 随意契約理由

本工事は、当該焼却工場のボイラ設備の水管が破孔し、炉の運転が不可能な状況となっていることから、速やかな機能の復旧が必要のため緊急的に補修を行うものである。

当該焼却工場は、ごみの中間処理設備であり、今回の突発故障により焼却工場の安定運転を継続することが不可能となり、ごみ処理事業に多大な支障をきたすことが懸念される。当局の焼却工場については定期整備を計画的に行っており、この時期も他工場定期整備が行われていることから、可及的速やかに補修を行わなければごみピットが限界を超えることが予測されるため、今回の炉停止がごみ処理計画に与える影響は大きく、一般ごみ収集の市民サービスの停止といった危険性をもはらんでおり、市民サービスに甚大な影響を与えかねない。

本設備は、三菱重工業(株)において独自の技術により設計・施工されたものである。

本工事については、短期間で工事を施工する必要があり、なおかつ本設備の特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であるため、本施設を施工した会社以外では整備技術面の対応が不可能であり、併せて設備全般に一貫して責任を持たせることができる条件を満たすのは、当該工場の本設備を設計・施工した三菱重工環境・化学エンジニアリング(株)以外にはない。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び5号

5 担当部署

環境局八尾工場 (TEL: 072-923-4226)

随意契約理由書

1 修繕名称

大野浚渫土砂中継基地バケットクレーン設備修繕

2 契約の相手方

(株)日立プラントメカニクス

3 随意契約理由

本修繕は、大野浚渫土砂中継基地に設置されているバケットクレーンが長時間の使用により各部の損傷が著しいので、修繕するとともに各部の整備調整、荷重試験を行うものである。

本設備は、(株)日立製作所が設計・製作したものであるが、天井クレーン設備に関わるアフターサービス業務が平成25年4月1日に(株)日立製作所から(株)日立プラントメカニクスに移管されている。

本設備の機能を発揮させるための組付け精度及び許容値など、同社が保有する設計製作図面に基づく技術が必要であり、取替部品も他社では製作していない。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は製作会社のアフターサービス業務を移管されている(株)日立プラントメカニクスのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 管理部設備課設備管理担当（電話番号6615-7174）

随意契約理由書

1 案件名称

柴島浄水場外水質計器整備修繕（その2）

2 契約の相手方

向洋電機（株）

3 随意契約理由

本修繕は、柴島浄水場外4か所に設置している水質計器の整備修繕を実施し、機能維持を図るものである。

当該水質計器は、横河電機(株)が独自に設計、製作したものであり、部品交換や試験調整により機器の動作確認・機能保証を行うには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術を必要とする。また、整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

なお、横河電機(株)の当該業務は横河フィールドエンジニアリングサービス(株)に吸収分割され、平成25年4月からは横河ソリューションサービス(株)に承継されており、当該水質計器の整備修繕は横河ソリューションサービス(株)から向洋電機(株)に移管されているため、本修繕ができる業者は向洋電機(株)のみである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2403）

随意契約理由書

1 修繕名称

住之江下水処理場消化槽攪拌用 No.1, 2, 3 ガスブロワ修繕

2 契約の相手方

(株)伊藤鐵工所

3 随意契約理由

今回修繕する No.1, 2, 3 ガスブロワは、住之江下水処理場の消化槽を消化ガスにより攪拌するための設備であるが、回転部分等が損傷しているため、修繕を行うものである。

本ガスブロワは、(株)伊藤鐵工所が設計製作したもので、部品の取替や、据付調整については、組付精度や許容値など、同社が保有する技術が必要であり、取替部品についても同社製のものを使用しなければならない。

また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は(株)伊藤鐵工所のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所 設備課(電話番号 06-6686-5123)

随意契約理由書

1 案件名称

舞洲工場クレーンバケット整備工事

2 契約の相手方

(株) 福島製作所

3 随意契約理由

(1) 業者選定理由

本工事は、当該焼却工場クレーンバケットの整備を行うものである。

本クレーンバケットは、(株) 福島製作所において独自の技術により設計、製作されたものであり、整備にあたっては、当該設備の構造・特質を理論的、経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当該設備を製造・施工した会社以外は、当該設備に対する技術面の対応が不可能であること、また、整備後の設備全般の性能、作動状態について保障することが出来ないことから、本工事に対して一貫して責任を持たせることができる業者は(株) 福島製作所のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局 舞洲工場 (電話番号 06-6463-4153)

随意契約理由書

1 案件名称

鶴見工場搬入物検査設備補修工事

2 契約相手方

(株) タクマ

3 随意契約理由

本工事は、搬入ごみの展開検査を実施する際に使用する搬入物検査設備に故障が発生したため、補修を行うものである。

当工場の搬入物検査設備は(株)タクマが独自の技術により一括責任で設計・施工したものであり、本工事については、搬入物検査設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当工場の本設備を設計・製作・施工した会社以外では、本工事に対して整備技術の対応が不可能であり、工事後の搬入物検査設備全体の性能、作動状態等について保証することが出来ないことから、本工事に対して一貫した責任を持たせることができる業者は(株)タクマのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局鶴見工場 (電話番号06-6912-4700)

随 意 契 約 理 由 書

1 修 繕 名 称 海老江下水処理場 処理水再利用設備ろ過ポンプ外修繕

2 契 約 相 手 方 クボタ機工(株)

3 随意契約理由

今回修繕する処理水再利用設備ろ過ポンプ及び処理水移送ポンプは、海老江下水処理場の2次処理水を再利用する目的で、砂ろ過を行い場内各施設へ送水するための設備であるが、ライナリング及び軸受等の摩耗損傷が著しく、摩耗により損傷したライナリングのすき間が広がり砂ろ過水を送水することができず、再利用水が使用できなくなった際には、工水に切り替える必要があり、膨大な経費がかかることになる。

本ポンプは、(株)クボタが設計製作したもので、取替部品は他社で製造していない。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができるのは、(株)クボタよりメンテナンスを移管されているクボタ機工(株)のみである。

4 根 拠 法 令

地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号

5 担 当 部 署

建設局 北部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6462-1519)

随意契約理由書

1 修繕名称

住之江下水処理場濃縮前処理設備修繕

2 契約の相手方

三菱化工機(株)

3 随意契約理由

今回修繕する住之江下水処理場の濃縮前処理設備は汚泥中の夾雑物等を除去する設備であるが、長時間の運転により各部が磨耗損傷し、運転に支障をきたしているため修繕するものである。

本設備は三菱化工機(株)が設計製作したもので、部品の取替えや、据付調整については、組付精度や許容値など同社が保有する技術が必要であり、取替部品についても同社製のものを使用しなければならない。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は三菱化工機(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所 設備課(電話番号 06-6686-5123)

随意契約理由書

1 工事名称

日吉歩道橋補修工事

2 契約の相手方

(株)合申建設

3 随意契約理由

日吉歩道橋は、西区にかかる箱桁構造の歩道橋である。

本歩道橋については、西部方面管理事務所管内橋梁補修工事にて、排水系統の補修を当初予定していたが、工事実施にあたり排水溝付近の鋼板に腐食が発見され、歩道橋躯体内部へ雨水が侵入している可能性が判明した。このため、床版の現状について確認をしたところ、本橋床版の腐食が著しく現状のまま供用することは困難であることが判明したことから、現在フェンスで囲い通行止めを行っている。

一方、本歩道橋は近隣小学校への通学路となっていることから、児童の安全な通学のためには早急に復旧する必要がある。

今回の工事で補修する内容は上記業者が既に着手している補修部分と密接にかかわる施工内容であり、現場の腐食状況及び補修方法を把握し早急な補修工事が唯一可能である上記業者と随意契約するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令 第167条の2第1項第6号

5 担当部署

建設局 道路部道路課(道路維持担当) (電話番号 06-6615-6797)

随意契約理由書

1. 工事名称

舞洲スラッジセンター脱水分離液処理施設整備工事

2. 契約相手方

三菱化工機・日揮特定建設工事共同企業体

3. 随意契約理由：

今回整備工事を行う脱水分離液処理施設は、舞洲スラッジセンターの汚泥脱水設備で発生する脱水分離液に含まれているアンモニアを処理する施設である。

本施設は、三菱化工機・日揮特定建設工事共同企業体が設計製作及び施工したもので、その根幹技術は共同企業体と本市が永年にわたって共同で研究開発し、両者が共同特許を有する設計技術的に特殊な設備である。

本施設は多くの機器類で構成され、互いに複雑にシステム化されて稼動するものであることから施設を安全かつ効率的に運用するためには、プラント設備全体の有機的な連携が特に重要であり、これらを整備するには唯一プラント設計能力を有している共同企業体の考え方を十分に反映させることが不可欠である。

実施にあたっては共同企業体の持つ独自の技術が必要であり、主要部品も共同企業体しか製作していないため他から調達できない。また、整備工事後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本整備工事ができる業者は三菱化工機・日揮特定建設工事共同企業体のみである。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5. 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター
(電話番号：06-6460-2830)

随意契約理由書

1 案件名称

此花下水処理場反応槽水中機械かくはん機外修繕

2 契約の相手方

クボタ環境サービス㈱

3 随意契約理由

今回、修繕する水中機械かくはん機及び水中機械式曝気装置は、反応槽をかくはん及び曝気するための設備であるが、長時間の運転により各部が摩耗損傷し、運転に支障をきたしているため修繕するものである。

本設備は、(株)クボタが設計製作したものであり、ウォーターシールカセットなどの取替部品について、設備性能を発揮させるための組付精度及び許容値など、同社が保有する設計製作図面に基づく取替調整の技術が、機能の回復及び修繕後の性能の維持・継続と不可分であるため、同社に施工させる必要がある。

また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は、製作会社のアフターサービスを移管されているクボタ環境サービス㈱である。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号

5 担当部局

建設局 北部方面管理事務所設備課(06-6462-1519)

随意契約理由書

1 案件名称

舞洲工場クレーン設備整備工事

2 契約の相手方

富士ホイスト工業（株）

3 随意契約理由

(1) 業者選定理由

本工事は、当該焼却工場クレーン設備の整備を行うものである。

本クレーンは、富士ホイスト工業（株）において独自の技術により設計、製作されたものであり、整備にあたっては、当該設備の構造・特質を理論的、経験的に十分把握していることが必要である。

このような条件を満たすためには、当該設備を製造・施工した会社以外は、当該設備に対する技術面の対応が不可能であること、また、整備後の設備全般の性能、作動状態について保障することが出来ないことから、本工事に対して一貫して責任を持たせることができる業者は富士ホイスト工業（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局 舞洲工場（電話番号 06-6463-4153）

随意契約理由書

1 案件名称

下水道科学館空調設備修繕

2 契約相手方

(株)前川製作所

3 随意契約理由

今回、修繕する空調用熱源設備は、海老江下水処理場の二次処理水を熱源水としたヒートポンプチーリングユニットで冷・温水を製造し下水道科学館各階の空気調和機へ供給し科学館の空調を行う設備である。

ヒートポンプチーリングユニットを構成する熱交換器のチューブが損傷し、冷媒が漏洩するため冷水・温水の製造が出来ないことから下水道科学館の空調に支障をきたしている。また、圧縮機についても設置後 18 年が経過し、一部の部品については経年劣化を来していることから併せて修繕するものである。

本設備は、(株)前川製作所が設計製作したもので、組立調整には、同社が保有する技術が必要である。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は、製作会社である(株)前川製作所のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

建設局北部方面管理事務所 設備課 (6462-1519)

随意契約理由書

1. 工事名称

平野下水処理場汚泥焼却炉設備整備工事

2. 契約の相手方

メタウォーター（株）

3. 随意契約理由

今回工事を行う汚泥焼却炉設備は、平野下水処理場及び東部管内の発生汚泥を脱水処理したケーキを焼却するための設備であり、汚泥焼却炉設備の安定した性能維持のため必要となる整備を行うものである。

当該下水処理場の汚泥焼却炉設備はプラントメーカーである日本碍子（株）において独自の技術により一括責任施工で竣工したものであり、その技術については特許権など当該プラントメーカーが有している。整備工事については、汚泥焼却炉設備の特質を理論的・経験的に十分把握している必要があり、汚泥焼却炉設備全体の相互関係、構造及び性能の特質等を熟知した上で行わなければならない。また、下水処理事業の性質上、設備の停止期限が限定されるため、短期間で工事を施工する必要がある。このような条件を満たすためには、当該下水処理場の汚泥焼却炉設備を施工した会社以外は、当該下水処理場の汚泥焼却炉設備に対する技術面に不明の点が多く、かつ汚泥焼却炉、排ガス処理設備等の設備全体の性能、作動状態等について、保証することが困難であり、汚泥焼却炉設備全般に一貫して責任を持たせる必要がある。

なお、日本碍子（株）は、平成19年4月の分社化により当該設備に関する事業をNGK水環境システムズに継承した。さらに、平成20年4月には、富士電機水環境システムズ（株）との合併によりメタウォーター（株）が設立され、事業継承しているため、今回工事を施工できるのは、メタウォーター（株）だけである。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5. 担当部署

建設局 南部方面管理事務所 平野下水処理場（電話番号 06-6757-3309）

随意契約理由書

1 案件名称

西淀工場焼却設備中間整備工事

2 契約の相手方

(株) タクマ

3 随意契約理由

当工場の廃棄物処理設備は、(株)タクマが独自の技術により一括責任にて設計・施工したものであり、本工事については、廃棄物処理設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当工場の廃棄物処理設備を設計・施工した会社以外では、本工事に対して整備技術の対応が不可能であり、既設設備と密接不可分の関係から既存設備の使用に著しい支障をきたす恐れがあること、また、整備後の焼却炉や排ガス処理設備などの設備全体の性能、作動状態等について保証することが出来ないことから、本工事に対して一貫して責任を持たせることができる業者は(株)タクマのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局施設部西淀工場 (電話番号06-6472-3000)

随意契約理由書

1 案件名称

大正工場焼却設備中間整備工事

2 契約の相手方

日立造船(株)

3 随意契約理由

当工場の焼却設備は、日立造船(株)が独自の技術により一括責任にて設計・施工したものであり、本工事については、廃棄物処理施設が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当工場の焼却設備を設計・施工した会社以外では、本工事に対して整備技術の対応が不可能であり、既設設備と密接不可分の関係から既存設備の使用に著しい支障をきたす恐れがあること、また、整備後の焼却設備の設備全体の性能、作動状態等について保証することが出来ないことから、本工事に対して一貫して責任を持たせることができる業者は日立造船(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局大正工場(電話番号 06-6553-0464)

随意契約理由書

1 案件名称

柴島浄水場外水質計器整備修繕（その4）

2 契約の相手方

荏原実業（株）

3 随意契約理由

本修繕は、柴島浄水場外2か所に設置している水質計器（溶存オゾン濃度計及びオゾン濃度計）の整備修繕を実施し、機能維持を図るものである。

当該水質計器は、上記業者が独自に設計、製作したものであり、部品交換や試験調整により機器の動作確認・機能保証を行うには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があるため、本修繕ができる業者は荏原実業（株）のみである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令 第21条の14 第1項 第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2403）

随意契約理由書

1 案件名称

柴島浄水場外水質計器整備修繕（その3）

2 契約の相手方

（株）デイケイケイサービス関西

3 随意契約理由

本修繕は、柴島浄水場外2か所に設置している水質計器（UV計、pH計）の整備修繕を実施し、機能維持を図るものである。

当該水質計器は、東亜ディーケーケー（株）が独自に設計、製作したものであり、部品交換や試験調整により機器の動作確認・機能保証を行うには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。なお、当該水質計器の整備修繕は東亜ディーケーケー（株）から（株）デイケイケイサービス関西に移管されているため、本修繕ができる業者は（株）デイケイケイサービス関西のみである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令 第21条の14 第1項 第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2403）

随意契約理由書

1 案件名称

柴島浄水場外水質計器整備修繕（その5）

2 契約の相手方

島津システムソリューションズ（株）

3 随意契約理由

本修繕は、柴島浄水場外2か所に設置している水質計器（TOC計、pH計）の整備修繕を実施し、機能維持を図るものである。

当該水質計器は、島津製作所（株）が独自に設計、製作したものであり、部品交換や試験調整により機器の動作確認・機能保証を行うには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。なお、当該水質計器の整備修繕は島津製作所（株）から島津システムソリューションズ（株）に移管されているため、本修繕ができる業者は島津システムソリューションズ（株）のみである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令 第21条の14 第1項 第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2403）

随意契約理由書

1 修繕名称

佃第1抽水所 No. 1汚水ポンプ修繕

2 契約相手方

新明和アクアテクサービス(株)

3 随意契約理由

今回修繕するNo. 1汚水ポンプは、当抽水所に流入してくる汚水を、下水処理場へ流入する下水幹線に中継送水するための設備であるが、長時間の運転により損傷が著しく、運転ができなくなっているため、修繕するものである。

本設備は、新明和工業(株)が設計製作したもので、今回取り替えるリング類は他社では製作しておらず、それら製作部品と既設部品との組立調整には、組付精度や許容値などに関する、同社が保有する技術が必要である。

また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は、製作会社からメンテナンス業務を移管されている新明和アクアテクサービス(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 設備課 (06-6462-1519)

随意契約理由書

1. 工 事 名 称： 長堀抽水所ポンプ制御設備外機能追加工事

2. 契 約 相 手 方： メタウォーター（株）

3. 随意契約理由：

本工事は、長堀抽水所ポンプ設備の更新に伴い必要となる電気設備の設計製作、据付並びに配管配線工事及び監視機能等を既設監視制御設備外に機能追加を行うものである。

本工事で機能追加する設備は、メタウォーター（株）が設計製作施工したもので操作・制御回路が密接に関連しており、製作する機器は既設と一体となって機能を発揮するものである。さらに、施工をする際には既設設備の機能を保障させながら段階的な切替が必要であり、切替の都度、監視制御に必要な操作回路の変更・追加、操作条件の設定変更等などの機能追加を行う必要がある。

よって、本工事は新設部分及び既設部分等を使用しながら施工及び機能追加をさせるため、既設施工業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるため、既設施工業者以外に施工させることはできない。

また、既設設備に適合する監視制御設備を構成する電気機器並びに配電盤内の制御機器は他社で製作していないため、本機能追加工事を施工できるのは、メタウォーター（株）のみである。

4. 根 拠 法 令： 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5. 担 当 部 署： 建設局管理部設備課（電話番号 06-6615-7895）

随意契約理由書

1 修繕名称

佃第2抽水所 No. 7汚水ポンプ修繕

2 契約相手方

(株)日立製作所

3 随意契約理由

今回修繕するNo. 7汚水ポンプは、当抽水所に流入してくる汚水を、下水処理場へ流入する下水幹線に中継送水するための設備であるが、長時間の運転により損傷が著しく、運転ができなくなっているので、修繕するものである。

本設備は、(株)日立製作所が設計製作したもので、今回取り替えるケーシングライナーは他社では製作しておらず、それら製作部品と既設部品との組立調整には、組付精度や許容値などに関する、同社が保有する技術が必要である。

また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は、製作会社である(株)日立製作所のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 設備課 (06-6462-1519)

随意契約理由書

1 修繕名称： 舞洲スラッジセンター乾燥式汚泥濃度計修繕

2 契約相手方： 水ing (株)

3 随意契約理由： 今回修繕する乾燥式汚泥濃度計は、舞洲スラッジセンター脱水系設備を運転監視制御するために重要な役割を持つ設備であるが、日常運転における重要な制御信号の確保と、汚泥濃度計としての高い信頼性を維持させるため修繕するものである。

本装置は、(株)荏原製作所が設計製作したもので、修繕には、製作会社保有の設計図に基づく組立精度や許容値を確保するための独自の技術を必要とし、主要取替部品も他社では製作していない。

また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

(株)荏原製作所は、平成18年に、上下水道に関する事業を荏原環境エンジニアリング(株)に事業継承している。また、荏原環境エンジニアリング(株)は、平成21年に同事業を荏原エンジニアリングサービス(株)に事業継承している。さらに、荏原エンジニアリングサービス(株)は、平成23年4月1日に、水ing(株)に社名変更を行っている。

以上のことから、本修繕ができる業者は、水ing(株)のみである。

4 根拠法令 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署 建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター
(電話番号 06-6460-2830)

随意契約理由書

1 案件名称

北陽住宅(1～3号館)外昇降機設備改修工事

2 契約の相手方

株式会社日立ビルシステム

3 随意契約理由

本工事は、株式会社日立製作所の製作・施工により、市営住宅に設置された昇降機の改修工事を行うものである。

制御方式の中枢である制御盤等の取替え並びに耐震対策など行うにあたって、一部の機器は既設製品を調整・再使用する必要があり、取替えにあたっては株式会社日立製作所にて製作している機器を使用しなければならない。

入居者の利便性を確保しながら、的確で安全な昇降機設備の改修を行うには、製造者独自のノウハウ、各装置の役割・構造・動作など製造者しか知りえない独自の知識や技術が必要であり、その知識や技術を熟知した製造者である株式会社日立製作所から、昇降機の設置工事・保守サービス業務全般・修理業務全般を移管された、株式会社日立ビルシステムが唯一施工可能である。よって、株式会社日立ビルシステムと契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局住宅部保全整備課 (電話番号 06-6208-9643)

随意契約理由書

1 案件名称

此花下水処理場電気設備修繕

2 契約の相手方

(株)産機テクノサービス

3 随意契約理由

今回修繕する此花下水処理場電気設備は水処理施設を安定稼働させるために重要な役割を持つ計装設備及びITV設備であるが、長期の使用により老朽化し、日常の運転管理に支障をきたしているため、著しく機能が低下した構成部品を取替え修繕するものである。

本設備の計装設備は(株)日立ハイテクソリューションズ、ITV設備は(株)日立国際電気が設計製作したもので、修繕に当たっては電気設備としての一貫したシステム構成を熟知し、当該機器の分解及び再組立を製作当初の設計に基づき、製作時と同一の手法を用いて行い、かつ計装設備としてのループ設備を熟知している必要があり、プラント設備として従前と同等の性能を発揮させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、他社にその修繕を行わせることはきわめて困難であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は製作会社からアフターサービス業務を移管されている(株)産機テクノサービスのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6462-1519)